

実質化された人・農地プラン

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
南大隅町	宮田地区	令和3年12月1日	平成31年3月

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	126ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	53ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	16ha
i うち後継者がいる農業者の耕作面積の合計	13ha
ii うち後継者がいない農業者の耕作面積の合計	3ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	5ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

宮田地区の農業は温暖な気候を活かした露地野菜、スナップえんどう、インゲン、パレイショ、果樹等の栽培が行われている。施設においてはピーマン栽培が行われており、農地は有効利用されている。しかし、ここ2～3年で急激に耕作放棄地が増えている。
 特に、中山間地域においては、圃場が狭いため、大型機械の導入が出来ず、効率的な作業が進まないのが現状である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

宮田地区における農地利用は、ほぼ圃場整備が終了していることから、今後においても、中心経営体(認定農業者、認定新規就農者、その他の中心経営体)が中心となり、農地の受入を促進し集約化を図る。

地区内における中山間地域の農地利用については、中山間直接支払制度を活用した、農道や圃場の整備を図る。

高収益作物に取り組んでいる農業経営者が数名いることから、今後は中間管理機構を活用した、広域的な農地の集約化を図っていく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

高収益作物を栽培するため、農地の広域的な集約化を図り、収穫作業時のシルバー等を活用する事で、労力軽減及び生産性の向上を高める。
佐多岬ルートを活用した、体験型による観光農園を推進し、地区全体で雇用者の確保対策に取り組む。

(参考)中心経営体(別紙のとおり)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。